第 3 回東久留米市下水道使用料等検討委員会　議事要旨

1. 開催概要

- **日時**：令和 8 年 9 月 30 日（水）13 時 30 分～15 時 45 分
- **場所**：東久留米市役所 7 階 704 会議室
- **出席委員**：森委員、和氣委員、若林委員、高橋委員、矢部委員、長澤委員
- **事務局**：吉川都市建設部長、遠山施設建設課長、大塚主査、佐原主任、石田主任
- **業務受託者**：株式会社ぎょうせい、OAG 税理士法人
- **傍聴者**：4 名

2. 開会および事前説明

都市建設部長の司会のもと開会し、事務局より本日の次第および配布資料の確認が行われた。

3. 報告事項および質疑

【令和 7 年度下水道事業会計決算について】

事務局より資料 1 に基づき、令和 7 年度下水道事業会計決算に係る経営成績の状況、経費回収率が 99.3%となり 100%を下回ったことなどについて説明が行われた。

- **委員**：
 営業外収益の長期前受金戻入とはどのような性質のものか。
- **事務局**：
 減価償却費に対応するもので、管渠等の建設にあたって外部の補助金を用いた場合、減価償却費のうち使用料で回収する必要のない補助金充当部分を営業外収益に計上して相殺するためのものである。
- **委員**：
 経費回収率 100%超えを目標としているが、令和 3 年度、5 年度、7 年度に経費回収率が下回った要因は何か。
- **事務局**：
 令和 3、5 年度については新型コロナや物価高騰に対する市の取組として減免制度を導入したことにより収入が減少したためである。令和 7 年度については、使用料収入は増加したものの、施設の老朽化の進展等による全体としての費用増が主な要因となり収支が悪化した。
- **委員**：
 直近で 100%を切る状況にあり、さらに今後の流域下水道維持管理負担金の大幅な増加等を踏まえると、現状のまま経費回収率 100%を確保することは困難であり、改定する必要があることを理解した。

【第 2 回議事要旨および下水道事業ポスター展の報告について】

事務局より資料 2 に基づき、第 2 回議事要旨や、8 月 18 日から 24 日に開催されたポスター展の来場者数やアンケート結果について報告が行われた。

- **委員**:

 ポスター展は 8 月 18 日から 24 日に開催され、資料には 19 日、22 日、23 日の来客数が載っているが、それ以外の日は来場者が 0 だったということか。

- **事務局**:

 19 日、22 日、23 日は職員が常駐していたため来場者をカウントしているが、それ以外の日についても、自由に見学できるものの職員が常駐しておらず、来場者数を把握していないためである。

4. 意見・課題への対応について

【基本水量引き下げ・解消の検討について】

事務局より資料 3、4、5 に基づき、基本水量の引き下げや 0 ㎥化が望ましいとされる根拠、他自治体の動向、および本市の人口減少・単身世帯化や大口利用者の使用料収入減少の見通し等に伴う使用水量構造の変化について説明が行われた。

- **委員**:

 水道料金での話であるが、平成27年に0㎥化の動きがあることや、国の下水道経営のあり方の報告書内で基本水量の解消が求められているにもかかわらず、0 ㎥化は東京都内では町田市のみとのことだが、全国的に進んでいない状況なのか。また、8 ㎥を基準とする根拠や、それ以下とする根拠は何か。

- **事務局**:

 都内では町田市のみだが、全国的には 0 ㎥化を実施している自治体も存在する。8 ㎥を基本水量とする根拠は、都や他市の状況、および東京都水道局が公表する単身世帯の平均使用水量が約 8.1 ㎥であることに基づく。本市としては、基本水量内の使用者の平均が約 5 ㎥であることから、5 ㎥への引き下げも検討の対象と考えている。

5. 議事および意見交換の要旨

【議題 1:使用料体系の検討について】

事務局より資料 6、7 に基づき、経費回収率 100%達成に向けた平均 21%改定を前提とする 6 つの改定シミュレーション案が提示され、3 つの論点について意見交換が行われた。

論点 1:基本使用料の改定率を高めるべきか

- **委員**:

 これまでの説明を聞く限り、基本使用料の改定率を一律に高めるのはあまり現実的ではないと感じる。

- **委員**:

 今後、単身世帯が増え、世帯が縮小していくのであれば、基本水量の引き下げは必要だと考える。

- **委員**:

 基本使用料の改定率は高めるべきではないと考える。

- **委員**:

 小口利用者の平均が 5 ㎥以下であるなら、少ない水量の世帯が一生懸命節水しているのに高い基本使用料を取られているという不公平感があるため、基本使用料の改定率は高めない方がよいと思う。

●審議結果

基本使用料の改定率を一律に高めることは行わない方向性で、委員会としての意見が集約された。

論点 2:基本水量は引き下げ、または廃止するべきか

- **委員**:

 コストをかけて節水に努めても 10 ㎥までは同じ金額であるのは良くないため、基本水量は引き下げるか廃止すべきである。そもそも基本水量が何のために設定されているのか理由を知りたい。水道料金と同様に 0 ㎥にしても良いと思うが、体系が大きく変わるためシミュレーション通りに収入が得られるかという懸念はある。

- **委員**:

 基本水量の引き下げであれば市民の納得度も高く受け入れやすい。節水努力がどう報われるかを考えると、町田市の廃止方式(改定案⑥)がすっきりしている。しかし、シミュレーションどおりの収入が得られるかという安定性のリスクについても考える必要がある。

- **委員**:

 使用した分を負担するという意味で改定案⑥の基本水量廃止が良いと思うが、本市の

実態としてシミュレーションどおりの収入が得られるか少し不安が残る。

- **委員**:
 節水の努力が使用料に反映するのは良いことであるため、基本水量の廃止が良いと思う。ただし、近隣で廃止しているのが町田市のみとなると、なぜ東久留米市だけそうするのかという意見が出ると思うので、丁寧な説明が必須である。
- **委員**:
 引き下げる方向が良い。0㎥にすると従量部分の使用料はあるものの基本使用料の設定が無くなり、改定後の収入確保の点で懸念がある。よって基本水量は残して 5 ㎥や 8 ㎥とするべきではないか。
- **事務局**:
 基本水量は必要最低限のものとして設定された経緯があるが、現在は縮小・廃止が望ましいとされている。基本水量 0 ㎥とした場合でも、下水道処理費における使用料対象経費の固定費部分を基本使用料として徴収する旨を市民に向けて丁寧にお知らせしていく。

●審議結果

使った分に応じて費用を負担する公平性の観点から、基本水量は廃止(0 ㎥)とする方向性で、委員会としての意見が集約された。

論点 3:従量使用料区分間の負担調整について

- **委員**:
 一般家庭として見た場合、10～20 ㎥の区分に相応の負担を求めるべきではないかと考える。
- **委員**:
 本市の平均である 5 ㎥程度を若干厚めにとるべきではないか。
- **委員**:
 改定案⑥において、0～10 ㎥の単価(32 円)と 10～20 ㎥の単価(148 円)へのギャップが大きいので、10～20 ㎥の間に使用料の上昇の緩和を設けるのが良いのではないか。一般家庭側の水量区分のなかで調整させるのが良いと考える。
- **事務局**:
 東京都水道局と共同で徴収を行っている関係上、設定できる使用料体系区分のブロック数に上限があるため、細かく区分を増やすことには難しいところもあるが、現行区分内での単価調整は検討可能である。
- **委員**:
 激変する 10～20 ㎥区分を少し緩和してはどうか。その分を大口に載せると改定の影響が大きくなることが懸念される。

- **事務局**:

 20 ㎥の金額が最も高くなるのは改定案⑥である。10～20 ㎥を引き下げた場合、残りの負担を大口の引き上げで補うか、小口の引き上げで補うかの選択肢があるため、どちらに負担のバランスを寄せるべきかのご意見を伺いたい。

- **委員**:

 まず、0～10 ㎥の区分について 32 円が出てきた理由を説明してほしい。また、本市における具体的なモデル世帯が示されていないため、どこを軸に負担調整を検討すべきか判断が難しいところはあるが、10～20 ㎥の単価の上がり幅を少し緩和してはどうか。その分を大口に載せると影響が大きくなるが、今後の大口利用減少の現状も踏まえバランスを取るべきである。0～10 ㎥の区分について 32 円から 148 円へいきなり上がるため、32 円・148 円の差をもう少しフラットにすべきと思う。

- **委員**:

 単身世帯などの少ない水量ではなく、一般的な 3～4 人世帯の平均使用水量である 20 ㎥の区分を中心に見たほうが良いのではないか。資料の早見表にあるとおり、20 ㎥の場合、1,940 円の現行料金に対して 21%改定であれば約 2,300 円になる。その一般家庭の基準となる金額や世帯を中心に、シミュレーションの的を絞って検討すべきと考える。

- **事務局**:

 0～10 ㎥の単価 32 円は、既存の 10 ㎥以上の従量使用料の区分の改定率を概ね均等とした場合の算定額である。大口利用者は過去の推移から減少傾向にあるため、大口に過度な負担を求めると将来の収入減少リスクに繋がる懸念がある。

●審議結果

基本水量は廃止（0 ㎥）とした改定案⑥をベースとし、大口水量の減少傾向を考慮するとともに、一般家庭基準である 20 ㎥あたりの急激な負担増を緩和するため、0～10 ㎥の区分にもう少し比重を置き料金の上昇をなだらかにする調整を行い、事務局において次回会議に向けて新たなシミュレーション案を準備することに集約された。

6. その他

【これまでのまとめ（報告書案）について】

事務局より資料 8 に基づき、これまでの委員会における検討事項・意見の取りまとめ案について説明が行われた。

- **委員**:

 使用料改定が実施された後も、毎年度の決算時に財務の状況の確認を行う必要があると考える。ただし、下水道事業は猛暑による収入増や、大雨・台風による経費増などの

変動も考えられるため、単年度ではなく 3～5 年の一定期間における決算状況から全体の動きを総合的に分析し、使用料水準の妥当性の検証を行っていく必要がある。

委員会では分流式下水道経費繰入金を活用していく方向性で意見が集約されているため、市全体の財政状況への影響も勘案しつつ、改定後も定期的かつ慎重に検証を進めていただきたい。

- **事務局**:

 毎年度の決算状況に加え、一定期間における推移も分析し、定期的かつ慎重に使用料水準の妥当性について検証を行っていく。

- **委員**:

 報告書のまとめ方については、単に結論をまとめるだけでなく、多角的な意見をもとに検討を行った経緯や過程についても盛り込んだものとして作成してほしい。

- **委員**:

 付帯意見（案）については、これまでの会議の中の議論を、使用料検討以外のものを事務局において整理したものとのことであるが、本報告書は最終的に委員会における議論が報告書として取りまとめられるものとなるため、ウォーターPPP の具体的な導入見通しはあるか。また、小中学生など子どもが下水道のあらましを理解できるような資料を作るとよいのではないか。

- **事務局**:

 ウォーターPPP については前向きに検討を進めている。子ども向け資料については、先のポスター展でも日本下水道協会が作成したパンフレットや小冊子等の既存教材を活用しながら、パネル展示やパンフレットの配布を行った。今後もこうした取組を行い、子どもへの普及啓発に努めたい。

7. 次回の日程

事務局より、次回の第 4 回委員会は令和 8 年 10 月 14 日（水）に開催し、今回の意見交換を踏まえた具体的な使用料体系の最終シミュレーション案の提示や、報告書案の確認を行う予定である旨が案内され、閉会した。